様式第３号（第８条関係）

住宅改修費受領委任払取扱誓約書

　　　年　　　月　　　日

隠岐広域連合長　様

（申請者）住所

事業者名称

代表者氏名

住宅改修費受領委任払取扱事業者の登録の届け出を行うにあたり、下記の各事項を遵守することを誓約します。

記

（基本的事項）

１　平成11年3月31日厚生省告示第95条に定められた介護給付の対象となる住宅改修（以下「住宅改修」という。）の提供に関しては、関係法令及び隠岐広域連合介護保険住宅改修費の支給に係る受領委任払い取扱要綱等を遵守すること。

２　住宅改修に関する関係法令及び隠岐広域連合介護保険住宅改修費の支給に係る受領委任払い取扱要綱等をよく理解し、事業者内で共有化を図ること。

３　住宅改修を行うにあたっては、隠岐広域連合、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所その他保健医療サービス及び福祉サービスを提供するものとの連携に努めること。

４　居宅要介護被保険者及び居宅要支援被保険者（以下「被保険者等」という。）の意思及び人権を尊重し、常に被保険者等の立場に立ったサービスの提供に努めること。

５　住宅改修を行う被保険者等が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、被保険者等の心身、住宅の状況等を踏まえた適切な住宅改修を行うよう努めること。

（受給資格の確認）

６　被保険者等から、住宅改修費の受領委任払いにて取り扱うことを求められた場合には、その者の提示する介護保険被保険者証によって隠岐広域連合の被保険者であること、また、要介護認定又は要支援認定を受けていること、さらに保険料の滞納がないことを確認すること。

（住宅改修の施工等）

７　被保険者等より住宅改修の承認の連絡があった場合には、速やかに住宅改修を行うこと。その際、住宅改修の施工に関して十分に説明を行うこと。

８　住宅改修を施工する際は、改修費用が市場価格と著しく乖離しないよう、適正な価格で行うこと。

（自己負担額の受領）

９　受領委任払いにより住宅改修費を代理受領する事業者は、住宅改修に要する費用の自己負担額の支払いを受けるものとし、これを減免し、又は超過して費用を徴収しないこと。また、自己負担額の支払いを受けたときは、自己負担額分を明記した領収証を発行すること。

（調査・指導等）

１０　住宅改修の支給に関して隠岐広域連合長（以下「連合長」という。）が帳簿等の書類の提出を求めた場合は、直ちにこれに従うこと。

１１　関係法令、要綱又はこの遵守事項に違反し、その是正等について連合長から指導を受けたときは、直ちにこれに従うこと。

（苦情処理等）

１２　被保険者等から住宅改修の施工に関し、苦情又は相談があった場合、被保険者等の状況を詳細に把握する必要に応じて、状況の聞き取りのための訪問を実施し、事情の確認を行うこと。また、苦情に対しては、被保険者等の立場を考慮しながら、事実関係の特定を慎重に行い、円滑且つ迅速に苦情処理を行うこと。その他、当該事業所において処理し得ない内容についても、隠岐広域連合との協力により適切な対応方法を検討し、対処すること。

（個人情報の保護）

１３　住宅改修に関して、業務上知り得た被保険者等及びその家族の秘密を保持すること。

（賠償責任）

１４　住宅改修の施工に伴い、事業者の責めに帰すべき事由により、被保険者等の生命・身体・財産等を傷つけた場合には、その責任の範囲において、被保険者等に対しての損害を賠償すること。

（その他）

１５　住宅改修費受領委任払取扱事業者の登録内容に変更があったときは、速やかに住宅改修費受領委任払取扱事業者登録変更申請書により連合長に届け出ること。